住所　大阪市生野区舎利寺３丁目13番２号
金洪美　昭和55年１月７日生
住所　大阪市生野区桃谷４丁目１番38号
姜成勲　昭和53年１月13日生
姜成秋　昭和55年６月４日生
住所　大阪府守口市本町１丁目１番33―402号
崔真美　昭和54年６月１日生
住所　堺市西区鳳中町８丁269番地
安英子　昭和11年３月16日生
住所　大阪府東大阪市長堂１丁目27番２号
金理絵　昭和62年５月14日生
金貴志　昭和63年10月23日生
住所　大阪府和泉市繁和町３番３―601号
琴利恵　昭和42年８月11日生
住所　大阪市西区南堀江４丁目12番12―503号
王嵐　昭和63年10月15日生
住所　大阪市天王寺区舟橋町15番39号
姜錦子　平成元年12月10日生
姜敏敬　平成３年11月19日生
姜將大　平成５年11月10日生
住所　大阪市北区本庄東１丁目23番２―2702号
徐晃弘　昭和56年12月19日生
住所　東京都練馬区田柄２丁目１番28号
李雪丹　平成６年７月16日生
住所　大阪府豊中市上新田４丁目16番３―206号
朴佳恵　昭和59年６月12日生
住所　大阪市生野区桃谷２丁目22番13号
玄英洙　昭和17年４月７日生
住所　大阪市城東区放出西３丁目15番２―501号
徐里美　昭和42年４月６日生
住所　大阪市生野区小路３丁目８番12号
高美智子　昭和37年８月26日生
高平樹　平成３年８月15日生
住所　堺市東区日置荘北町２丁24番２―201号
高大樹　昭和63年４月１日生
住所　大阪市生野区小路東４丁目９番13号
呉滿善　昭和46年12月１日生
呉善聖　昭和50年２月23日生
住所　京都市右京区西院久田町129番地
李和樹　昭和59年４月３日生
李静香　昭和62年８月23日生
住所　京都府綾部市桜が丘２丁目17番地５
黄康一　昭和52年８月20日生
住所　東京都豊島区上池袋４丁目46番11―202号
ニッシリー・ヨチョウカ　平成12年７月９日生
住所　東京都江戸川区大杉１丁目25番３号
朴正尚　昭和55年２月13日生
住所　東京都大田区池上７丁目１番７―1002号
太冬蛮　昭和62年４月24日生
住所　東京都江戸川区中央２丁目１番14―701号
陳良勇　昭和49年２月５日生
陳睿妍　平成15年６月17日生
陳博遠　平成23年６月30日生
陳博聡　平成26年１月29日生
住所　東京都三鷹市牟礼１丁目14番27号
梁劼　昭和56年５月17日生
住所　岐阜県羽島市福寿町間島２丁目28番地４
マルシタ・ジセイ　平成22年３月26日生
住所　山口県下松市大字末武中289番地１
ジーン・カルロ・マグバヌア　平成５年10月17日生
住所　広島県東広島市黒瀬松ケ丘14番６号
マージョリー・タキザワ・ヤマト　平成２年８月５日生
住所　広島県山県郡北広島町春木515番地６
劉迎　昭和59年５月９日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市赤松町６番34号
金順栄　昭和53年５月21日生
住所　川崎市川崎区追分町14番14―909号
金廣美　昭和51年５月30日生
住所　東京都文京区湯島３丁目12番６号
宋道熙　昭和32年６月30日生
李守彬　平成７年５月13日生

○農林水産省告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町馬原字池ノ平九一三の一・九一三の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字妹尾一九一五の一、一九一六、字小塚一九二七、一九四三の一、一九四三の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小塚一九二七・一九四三の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字大島字花山三九五二の一、三九五二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県臼杵市大字岳谷字高平一〇二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字板テツル一四八九、字漆原一五六四の一、一五六九、一五七一・一五七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字板テツル一四八九・字漆原一五六四の一・一五六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五七一、一五七四